

枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

平成25年12月 9 日

条例第59号

改正 令和 2 年 3 月10日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。

(2) 浄化槽保守点検業者 次条第1項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、当該有効期間の満了の日の30日前までに次条の規定による申請をして、新たに第1項の登録を受けなければならない。

4 前項の規定による申請があった場合において、当該有効期間の満了の日までに当該申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該有効期間の満了の日の翌日からその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、新たに登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に浄化槽保守点検業を営もうとする区域その他規則で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(登録の実施等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、第7条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、規則で定める事項を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、浄化槽保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録証)

第6条 市長は、前条第1項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録をしたときは、登録証を当該登録に係る営業所ごとに交付しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所の見やすい場所に、登録証を掲示しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、登録証の内容に変更を生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより市長に申請して、その書換えを受けなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、登録証を汚損し、又は紛失したときは、速やかに、規則で定めるところにより市長に申請して、その再交付を受けなければならない。

(登録の拒否)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は第4条の規定により申請した内容の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくはこの条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その取り消された日から起算して2年を経過しない者

(3) 法人が第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取り消された日以前30日以内にその法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であった者でその取り消された日から起算して2年を経過しないもの

(4) 第13条第1項の規定により営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(7) 第9条に規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出等)

第8条 浄化槽保守点検業者は、第4条の申請書に記載した事項（規則で定めるものに限る。）に変更が生じたときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、大阪府の区域内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに浄化槽の保守点検に必要な器具として規則で定めるものを備えなければならない。

(廃業等の届出)

第10条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、速やかに、登録証を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった者

(2) 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者

(3) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者

(4) 破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人

(5) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(登録の抹消)

第11条 市長は、前条の規定による届出があったとき（同条の規定による届出がない場合であって、同条各号のいずれかに該当する事実が明らかになったときを含む。）又は第13条第1項の規定による登録の取消しをしたときは、浄化槽保守点検業者登録簿から当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

(遵守事項)

第12条 浄化槽保守点検業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自らこれを行い、若しくは実地に監督すること。

(2) 浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽の清掃が必要であると認めるときは、速やかに、その浄化槽管理者に対し、その清掃を浄化槽清掃業者に行わせることを連絡すること。

(3) 浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について清掃のほか生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を講ずべきであると認めるときは、速やかに、その浄化槽管理者に対し、生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を講ずべきことを説明すること。

(4) 浄化槽管理士に対し、規則で定める講習会を第3条第2項の有効期間内に1回以上受講させること。

(5) 規則で定めるところにより、営業所ごとに営業に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存すること。

(登録の取消し及び営業の停止)

第13条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。

(2) 第7条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) この項の規定による停止の処分に違反したとき。

2 浄化槽保守点検業者は、前項の規定により登録を取り消されたときは、直ちに、登録証を市長に返納しなければならない。

(聴聞の特例)

第14条 前条第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。この場合において、市長は、聴聞の期日の1週間前までに、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対してその業務に関し報告を求めることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係

者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第16条 市長は、次の各号に掲げる事務につき当該各号に定める額を手数料として当該事務に係る申請を行う者から徴収する。

(1) 浄化槽保守点検業者の登録 1件につき34,600円

(2) 登録証の書換え 1件につき1,600円

(3) 登録証の再交付 1件につき2,100円

2 手数料は、申請の際、現金で納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 偽り或其他不正の手段により第3条第1項の登録を受けた者

(3) 第13条第1項の規定による停止の処分に違反した者

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第15条第2項の規定による検査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第20条 第8条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年大阪府条例第4号)の規定により行われた申請、処分その他の行為(本市の区域内において浄化槽保守点検業を営むことについて行われたものに限る。)は、この条例の相当規定により行われた申請、処分その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間の満了の日までは、改正後の枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第12条第4号の規定は適用しない。